

「改正バリアフリー法」 説明会を開催しました

NO.17

2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることにより、これを契機としたバリアフリー化を推進するとともに、「一億総活躍社会」の実現に向けた取組を進めることが必要となっています。

こうしたなか、平成30年5月25日に「改正バリアフリー法」(※)が公布されました。当局では、国土交通省総合政策局の北村専門官を招いて、県内の自治体及び公共交通事業者を対象とした改正バリアフリー法説明会を那覇市内において開催しました。

説明会では、①基本理念の創設、国及び国民の責務の整備②公共交通事業者等によるハード・ソフト対策の一体的な取組の推進③バリアフリーのまちづくりにおける利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実などについての説明がありました。

質疑応答では、公共交通事業者が行うハード・ソフト計画制度についての質問などがあり、また、

説明会終了後には、個別相談の時間を設け、自治体からの相談に対応しました。当局では、今後もバリアフリー化に取り組む自治体、公共交通事業者への支援などに精力的に取り組んで参ります。



▲改正バリアフリー説明会



※「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」

運輸部 企画室
☎ 098-1866-1812

羽ばたけ、検査員の卵たち

NO.18

平成30年11月15日、沖縄県自動車整備商工組合、外2会場にて自動車検査員の試問が行われました。

試問は、国に代わり自動車の安全性を確認する完成検査を行うための資格を取得するものです。設問も法令、施設及び検査に関する内容で非常に難しいものになっています。

受検者には、事前に4日間にわたる教習を受講して頂くのですが、それでも合格者よりも不合格者が多い状況となっています。

私は(陸運技術専門官 中村)も教習講師及び試験官として彼らと接するうちに、若い頃、公務員試験に向けて勉強していた頃を思い出します。胃が痛くなつたものです。

試問に合格し、自動車検査員デビュをして、彼らの前には様々な困難が待ち受けているでしょう。自動運転や衝突被害軽減ブレーキなどに関する新しい法律や基準並びに新技術への対応も求

められるでしょう。

それでも合格した自信を持つて、大きく羽ばたいていける方々だと私は信じております。

最後に、合格者の今後のご活躍をお祈りしております。



▲試問に没頭する受験者たち

運輸部 車両安全課
☎ 098-1866-1837